

## 令和元年度京田辺市男女共同参画審議会（第3回）議事録

### (1) 京田辺市男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査の実施概要について

委員：回収率の目標はどのくらいか。

事務局：前回は52.7%である。今回20歳以上から18歳以上に年齢を下げている関係で少し下がる可能性があるが、概ね50%を目標としていきたい。

委員：事業所調査について、規模が小さいところのほうが認識は高まっていないのではないかと思うが、10人以上、30人以上、80人以上など、規模別の比率について案はあるか。

委員：10人以上にされた理由は何か。京田辺市で10人未満の家内商売のような事業所は対象にしないのか。

事務局：実際10人未満の事業所を含めると2,000を超える。人数が少ないところも男女共同参画が進んでいるかということを確認する必要はもちろんあると思うが、10人未満となるとどうしても家族でされている所なども含まれてくるので、後ほど説明する事業所調査で聞いていくような設問項目を聞くのは、あまり合わないと思っている。そこで、組織として会社をもっておられる所にまずは聞いていこうと思っている。

委員：ということは全部サラリーマンということか。商工会の婦人部に入っておられるような方は、家でやっておられる方が多いのではないか。

委員：商工会の規定として大体事業所数の半分以上は必要ということで、京田辺市の商工会は会員数が1,000と少しある。そのうちの商業部会が500か600くらい、あと建設と工業部会で300か400くらいあると思う。350だとほぼ建設部会と工業部会の比率だと思う。なので、商業部会は事業主が一人でやっているとか家内工業でやっているとか、そういう所ばかりだと思う。そういう所に聞くのであれば、この設問内容を変える必要がある。

委員：そういう人たちには、市民意識調査のほうをやってもらえばよいのではないか。

委員：それだと混乱するので、やはり事業者としての調査の文面を今後見直していく必要があるのではないか。大きな会社も若干あるが、全体で言うと比率は小さい。今後またこういう調査をするときには検討いただきたい。

事務局：代表者の方、あるいは人事担当の方、そういった方に答えていただ

こうというのが事業所調査であって、雇用される側としてお聞きするのが市民意識調査になってくるかと思う。今おっしゃっていただいたような、雇用する側、雇用される側という区分があると思っている。

委員：家内工業とか、ご家族でやっていらっしゃらない少ない人数の所もあるかと思うし、本来であればそこも含めての調査が雇用する側としても望ましいかもわからないが、そこまで含めると数がたくさんになるということで、今回はとりあえず10人以上という形で整理させていただければということである。

委員：この市民意識調査とか事業所調査を、事前にワーキング部会と推進会議に諮られたと思う。そこでは、そういった意見が出ていたか。

事務局：ワーキング部会と推進会議の中で、事業所調査を10人以上とすることに対する意見は特に無かった。調査項目等については、いくつか意見があったので、意見を反映させていただいている。

委員：ということは、市役所主導型の調査になっているのではないのか。

委員：そこで、この審議会でご意見をいただきたいということだと思う。みなさんそれぞれのお立場もあるだろうし、一市民としてのお立場もあるだろうし、ぜひともいろいろな視点からご意見いただければと思う。

委員：私の知っている方たちにも、家族で商売をやっていて、夫が社長で自分が経理をやっているという方がいる。それも一つの組織という意味では事業所ということだが、いわゆる従業員と経営者という立場に分けた場合にどこかで棲み分けをしないと、確かに小さい所だと経営者としてでなく、その人自身が市民としてこういうことに対してどう考えるかというところがあると思う。もちろんそちらも大事なことだと思うが、事業所調査においては10人以上あればある程度のしっかりした組織という部分があるので、そのへんのところがどういう形でどう整理したかがわれわれの中でわかっているれば、よいのではないか。

委員：事業所の規模について、中小企業白書では、小規模事業所はこの業界の場合は雇用者数何名まで、製造業は何名までというような規定があり、業種によって異なる人数が定められている。ちなみに日本は中小企業が99%で、圧倒的に先ほどあったように夫婦でやっているというような事業所も多いので、ざっくり10人というのはもう少し根拠が要るような気がする。

委員：事業所調査というのは、その社長とか部長とかが答えられるのだろう。雇われている人は市民意識調査を答える。そこで、正社員であれば正社員の所に丸をする。そういうふうに分けてあるということだけではないのか。

委員：一般的に細かく言うと資本金がどうであるとかいうようなこともあるが、

私はこれでよいのではないかと思う。

事務局：この抽出方法として、私どもは法人設立届出書でさせていただいているが、法人設立届出書では業種ごとに区分がしにくいところがある。その他の抽出方法として、総務省が5年に1回やっている事業所統計調査というものがあるが、そちらは直近の調査が平成28年ともう3、4年経っているということで古いデータになるため、法人設立届出書のほうを採用させていただいた。

委員：雇用する側に対する調査であるから、数としては10人あたりというのは妥当な数という気もする。

事務局：概ね10人以上の所にはすべてお願いすることにしてるので、京田辺市内でどの業種が多いかというところはあるが、それほど業種が偏るということはないと思う。

委員：小さな企業とか家内工業ほど、労働条件について大きな整った企業よりは条件的に不利と推測できる部分があって、ただ調査には限界があるので、今回はとりあえず10人以上に焦点を絞ってということである。確かにひよっとしたら家族でやってらっしゃる中で、休憩が取れなかったりとか、育休が取れなかったりとか、不利な部分が見えてくるかもしれないので、本来はそこも見べきだと思うが、それをやり出すと実質的に調査を実施する上で大変な数無作為抽出してという大変な労力が必要になるので、人数が少ない所については今後の検討課題として一旦置いて、今回は10人以上とさせていただくということではいかがか。

委員：事業所の規模によって内容が変わってくるというのであれば、同じ10人以上でも、50人以上とか100人以上とか、それを入れておけば、ものすごく大きい会社と小さい会社でどう違うかという、クロス集計はできると思う。それはここに入っているか。

事務局：問3で従業員数を聞いている。

委員：ご家族とか10人未満の人数でやっておられる所については分からないが、そこはまた今後の検討課題ということでどうか。

委員：それも知りたければ、何も10人以上にしなくても事業所全部にしておけばよい。

委員：数が非常に多くなってくると、無作為抽出にもすごく手間がかかると思う。

事務局：2,000超の事業所から350を選ぶというのも一つの方法だとは思いますが、どちらかと言うと組織としてどう対応しているかという設問項目が多いので、そうすると10人未満の事業所が入ってくると設問と合っ

いと思うので、一定10人以上とさせていただいているところである。

(2) 京田辺市男女共同参画に関する市民意識調査の調査票（案）について

委員：今朝テレビを観ていたら「見えない家事」というのをやっていた。例えばうちは妻がフルタイムで働いており、私が洗濯をやっていると思っていた。洗濯機に入れて、乾燥させて、干して、取り入れていた。しかし、それを裏返して畳んでタンスに入れて、洗濯機のゴミは誰が取るか、洗剤は誰が買いに行くかというのが話題になっていた。それを観た後、私は洗濯をやっているとは言えないと思った。見えるところは確かに、ゴミ出しも私がやっているが、分別して、ゴミ袋を買ってというのは妻がやっている。それをもってアンケートを変えるというのではないけれども、一つ考え方を変えたら、それを観るまでは洗濯をやっていますと言えたが、言えなくなった。見えない部分がいっぱいあると感じた次第だ。

委員：それを言われると男性はつらい。目で見えるところをやらないと仕方がない。男性がやれる範囲と女性がやれる範囲というのは当然あると思う。

委員：その見えない部分が、結構多いということを改めて感じた。

委員：そこが妻の不満につながっているのだろう。

委員：同じく、若いお父さんが幼稚園児の弁当を3分で作れると言い切って、レンジで温めながら卵を焼いて、仕上げで、ほらと自慢されていたのだが、それを見ていた第三者がその卵を誰が買いに行くのかと、後の洗い物を誰がするのかと。見栄えだけ、それだけだとできるんだけれども、と少し皮肉ったような番組だったが、そういう風に自覚することは大事だと思う。

委員：「対象者の属性と調査項目によるクロス集計」と書いてあるので、クロス集計してくださると思うが、そのときに、すべての項目について男性と女性でどう違うかというクロス集計をしてほしい。そして、その有意差があるもの、1%で有意差があるもの、5%で有意差があるものを、全部一つずつの項目に印を付けていってほしいと思う。だから、その印が無ければ有意差が無いと。差が無いならそれはよいのだが、差があるのはこれを男性がどう考えているか、女性がどう考えているかという、そういうクロス集計の結果を一つ一つの項目に付けてほしいということをお願いしたい。

委員：男女差とか、恐らく年齢とかでも違いが出てくるかもしれない。先ほどの家事についても、男性と女性では認識に違いが出てくるかもしれない。

委員：問30の「あなたの性別について教えてください。」の後に、「なお、戸籍上の区分とは別にご自身の主観によりお答え下さい。」、この一文につい

てはとても良いと思うのだが、この一文が付いていたら、主観的に男性でも女性でもない方が例えば3番に「その他」とかいうことも考えられるけれども、ここではシンプルにするために敢えてなくしているのか。

事務局：検討はさせていただいたか、統計的に処理をするときは男性と女性で処理をするので2択とした。

委員：女性でも男性に丸をしてもよいということだったら、本当に男性と女性の違いが出てくるかと言ったら出てこないのではないか。また、どちらに丸をしてもよいということだと、ふざけて丸を付けるということは起こらないだろうか。この言葉が必要というように世の中はなっているみたいだが、本当にここに書くのがよいのだろうか。ここでみんなで議論して決めればよいと思うが。

事務局：いたずらで書く方も何人かいらっしゃるかもしれないが、あまり無いと考えている。

委員：一定数、間違っけて付けてしまうというのはどの間もあると思うし、答えたくない人はどちらにも付けられない可能性もある。本当は、回答は任意ということなので、自由意思に基づいて記述していただくので答えたくない間については答えなくても結構ですという一文が本来だったらほしいけれども、それを書くともみんな書かないので、敢えてそこはお任せするということである。だから、本当に書きたくない方は書かれないと思う。

委員：例えば封筒だけで返してくるというようなこともあるのだろう。

委員：全部がきちんと書けていないものもたくさんあるだろう。

委員：有効回答数が何%ということか。

委員：回収率とは別だろう。

委員：中身がというのは結構難しいところがある。すべての設問に対してきちんと答えてあるのが1なのか、とりあえず返ってきて少しでも書いてあるのが1なのか。そのへんの分析は専門にやっているプロがされるので、うまくされると思う。

委員：この「戸籍上の区分とは別に」というのは、要るのか。今は皆このように書いてあるのか。私はまだぶつかったことがないが。

委員：書かないと人権上の配慮をしていないみたいな意識があって、そういうのが多い。

委員：敢えて書く必要があるのか。

委員：そういう気がしないでもない。私たちが後れているのか、理解が少ないのかかわからないが。

委員：セクシュアル・マイノリティのことが課題になっているのだから、やは

りそここのところはきちんとしておかないと、そういった方たちからすると、私たちは無視されているのか、どちらに丸を付けたらよいのか、ということが出てくるので、本人がそうだと思うたらそう答えればよいと思う。

委員：はっきり書いておいたほうがよいのか。

委員：「戸籍上の区分とは別にご自身の主観により」と入れなくてもよいという意見だがどうか。

委員：書いていなくても、女性でも男性の役割をしている人は男性に丸をするのではないのか。そういう人たちはそう思って生きているのではないのか。

委員：LGBTの方は、自分の中できっぱりこちらと思われる方もいらっしゃると思うが、悩んでいる方もすごくいらっしゃると思う。生理的にはこうだけど気持ちの上ではこうだとか、そのあたり、悩みが多いのではないのか。

委員：自分で決められないなら戸籍上と書いておけばよいのではないのか。

委員：だが実態を、どういう生活をされているかを聞きたいので、戸籍上は男性なのだけれど生活は女性のような形で生活されている場合だと、女性としてお聞きしたい。

委員：1%の人は気を遣ってもらっていると思うかもしれないが、99%の人はややこしい遠回しな言い方をしていると思うのではないのか。

事務局：LGBTの人は大体8%くらいあったと思う。

委員：その数字にはバイアスがかかっている、アメリカのきちんとしたデータでは4%台という数字もある。

委員：正確に何%というのはわからないが、決してものすごく少ないという訳ではなくて、実態としてすごく思い悩んでいる方もいる。

委員：京田辺市として調査をするときに、こういう文言で配慮してもらっていると思うことが当事者にとっては嬉しいことと併せて、そうでない人には、そういうふうな時代かということで、ある程度京田辺市は人権に配慮した取組をして時代の流れとともに一步を踏み出しているというふうに解釈もできるし、これからますますそういうことが社会的に文字でもたくさん出てよく目にも入るし講演でも聴くし、あって邪魔にならないのではと思う。

委員：これは役割をどう思っているのかを出していきたいのだから、何も別に、自分が男性でも女性の役割をしていると思えば女性にすればよいのではないかと思う。

事務局：こういうアンケートについて性別を聞く必要があるのかということは、市の他の調査でもいろいろ議論になっている。ただ、男女共同参画計画なので、男性・女性のそれぞれ役割がある中でどういう変化があるのかを聞くためにはこの項目はまず入れなければならない必須条件だと思っている。

ただやはり、人権ということも考えた上でこのような表現にさせていただいて、例えばかっこ書きにして性別を書いてもらうというようなことも考えたが、敢えて男性・女性というのを書いてもらうのかとなると、できるだけ選択しやすい形にしておいたほうがよいと思ったので、その中で人権的なものも配慮した上でこういう「ご自身の主観」というふうに書かせていただいた。

委員：何も書かないでかっこ書きというのではどうか。

事務局：実際、イベントなどでアンケートをとるときにかっこ書きにしているが、敢えて書いていないのか、書くのが面倒くさいのか、書かない方が結構いらっしやる。そういう意味では、記入される方の負担も考えた上で選択式にしておいたほうがよいとは思っている。

委員：こうやると男性・女性でデータが取れて、あと、悩む方の割合は統計学的に数字には出てこない。

委員：このまま書いておいてはどうか。

委員：計画の65ページに「市民共同参画」にしてはどうかという意見も出ているから、配慮するのは非常によいのかもわからないが、統計アンケートとしてはこのままでよいのではないか。女性の立場だと思えば女性に丸をすればよいし、確かに京田辺市がそういう先進的にそういう取組をとおっしやるかもわからないが、まだそこまで早急にする必要はないのではないかと思う。前回のアンケートもこの方法であるし、比較検討ができるのはこの方法だと思う。

委員：前のときはどのようにしていたか。

事務局：戸籍上の区分というのは書いていなかった。

委員：時代的には市民としての共同参画というのが本来のあり方だと思うが、名称が「男女共同参画計画」となっているのでまずはいったん男女ということになる。かと言って男女にくっきり分けられるかと言うと、今はLGBTの当事者の方にとっては男性か女性かと問われるだけでもすごく不快だということもあって、私も調査をすると必ずそういうことを書かれたりする。当事者にとってはすごく深刻な問題なので、そういった意味で、この一文が入っていることで配慮されている、気づいてもらえているというような思いを持たれるのではないかという気はする。このままでよしとしてよろしいか。

委員：異議なし

委員：問32の結婚しているかという問はなぜ必要なのか。

委員：クロス集計をしたときに結婚しているかしていないかで差が出る可能性がある。

委員：それでクロス集計をするのか。

事務局：クロス集計をする。

委員：結婚をしていない人はこの質問をされたら怒るのではないか。

事務局：結婚していないことは決して悪いことではなく、実態を聞いているだけである。最初の設問で「結婚は個人の自由であるから結婚してもしなくてもどちらでもよい」という質問もさせてもらっているし、あくまで結婚している人がどう考えているのか、結婚していない人がどう考えているのか、あるいはそれぞれ一人になられている方がどう考えるのかということで、結婚しているからだめとかよいか、そういうことではない。あくまでもクロス集計をするための実態を聞いているだけのものである。

委員：恐らく、性別も年齢も結婚も家族も、どれも聞かれて不快に感じる方はいらっしやると思う。ただこの調査で明らかにしたいのは、そういう基礎属性によって何か違いがあるかということを見たいので、こういうことを入れるのは大事だと思う。

委員：問4と5では「介護・看護」となっているが、問35は「介護」だけになっている。

委員：看護は看護師がするものなので、要らないのではないか。

事務局：問35と問4・5が一致するような形で調整させていただきたい。

委員：問17の「区・自治会などの活動」を、地域活動だということが分かるように、「地域や区・自治会などの活動」としてはどうか。問25では「地域や区・自治会」となっている。それと、問28の女性交流支援ルームのところで、「男女共同参画に関する図書やDVDなどの情報提供」とあるが、図書やDVDを市民に対して貸し出しているということが浸透していないので、「貸出の充実」というような言葉を入れて、貸し出しているということをわかってもらえるようにしてはどうか。別紙には情報ライブラリーとして図書等を借りることができるということが書かれている。私は図書の充実に関する委員もしている。毎年新しい本やDVDをどんどん入れているし、たくさん本が並んでいるけれどもあまり借りる人がいないということがあるので、図書館とは違って少し特化した本を選んでいて、借りられるということをもっともっと市民にアピールするために、情報提供というだけではなくて貸出という言葉を入れてはどうかと思う。

委員：貸出以外にも情報提供しているというとらえ方であれば、「図書やDVDの貸出などの情報提供」としてはどうか。

事務局：そのようにさせていただく。

委員：問23で、「地域の役員」には民生児童委員も含むのか。



事務局：民生児童委員も含まれるし、ほかには自治会の役員などを想定している。

委員：民生児童委員は地域のことを何でも相談できる相談員さんというような意識を持っているが、自治会長には言いには行かないかなと思う。民生児童委員さんなら個人のプライバシーも守ってくれて、地域のことを見てくれているから、地域の役員とはどういう人なのかと思う。

委員：地域の役員と聞いてどなたを思い浮かべられるか。

委員：自治会の班長とか、区長さんとか。

委員：民生児童委員は別にしたほうが分かりやすい。

委員：「地域の役員、民生児童委員、近所の人」としてはどうか。

委員：この件は事務局と調整させていただきたいと思う。

### (3) 京田辺市男女共同参画に関する事業所調査の調査票(案)について

委員：無記名とは言うものの、正直に書いたら何かの法律違反になるというような項目はないか。

事務局：事業主行動計画というものが、それぞれ従業員数に応じて策定が義務づけられているというところがあるので、それを策定していないということをおっしゃった場合には法律違反であるとは思いますが、おっしゃっていただいたように事業所の名前を特定できるものではないので、例えば従業員数が300人以上であれば女性活躍推進法に係る事業主行動計画というものを策定しなければならないとなっているが、300人以上あるにもかかわらず作っていないという実態がわかるというところはある。

委員：それを正直に書くだろうか。

委員：特に罰則はない。だから逆になかなか進まないということがあると思う。

事務局：そういう所に対してわれわれができるかというのは別にして、例えば事業主行動計画をつくるための研修会をすとかいうことも、次の段階として、事業所向けの取組としてできると思う。そういうところは見ることができると思っている。

委員：都合が悪ければ記入しない。記入していない数が多いというのはどういうことかという勝手な解釈にはなるが。

事務局：時間外労働についても、非常に多いところについては何とも言えないが。

委員：働いている側が書くのではないから経営者との乖離もあるだろう。

委員：事業所に関する調査は今回がはじめてか。

事務局：平成17年にやっており、15年ほど前になるのでほぼはじめてのような調査だと考えている。

委員：今回は10人以上の大きな会社に対してするというので、次回は先ほど意見があったように小さい家内工業とかも含めてということになるか。

事務局：そういったところも検討はしていきたいと思うが、今回は10人以上にさせてもらっている。

委員：問5の時間外労働のところ、80時間以上は一律となっているが、100時間以上とかそこまで細かくはしなくてよいか。

委員：そう答える人はいないのではないか。

委員：直近というのは業種によって違う。サービス業などは繁閑があるので年間とおしてどうかという考え方を。労基署にそういう出し方をするので、直近1か月というか直近3か月で見る。

委員：そこは判断して書いてくれるだろうから、これはこれでよいのではないか。

委員：本当は正社員でない方も分かればよいのだが、それは難しいか。

事務局：休暇の付与日数がばらばらなのでどう計ればよいのか難しいところがある。

以 上